## 報告第4号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年4月30日提出

別紙

専決処分書

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第4号の規定により、次のとおり 専決処分する。

令和2年4月15日

一関市長 勝 部 修

- 1 損害賠償の額 34,804円
- 2 相 手 方 一関市花泉町個人
- 3 事故の概要

令和2年3月18日午前11時30分頃、藤沢中学校の駐車場において、教育部学校教育課の職員が公用車に乗車するために運転者席側のドアを開けた際、強風によりドアが大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の右側のドア付近を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

## 報告第5号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年4月30日提出

別紙

専決処分書

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第4号の規定により、次のとおり 専決処分する。

令和2年3月31日

一関市長 勝 部 修

- 1 損害賠償の額 52,789円
- 2 相 手 方 盛岡市中央通一丁目2番2号 NTT東日本岩手支店第2ビル1階 日本カーソリューションズ株式会社 東日本営業本部盛岡支店 支店長 宮 城 稔 氏
- 3 事故の概要

令和元年12月27日午後4時頃、大東町大原字高場地内において、相手方車両が法定外道路から市道高場線に進入するため側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

## 議案第33号

一関市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年4月30日提出

#### 別紙

#### 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認 め、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

一関市長 勝 部 修

- 一関市市税条例等の一部を改正する条例
- (一関市市税条例の一部改正)

第1条 一関市市税条例(平成17年一関市条例第46号)の一部を次のように改正する。

# 改正前 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得 者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において 「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前 日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。 (1) • (2) 「略]

- (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
- (4) その他施行規則で定める事項

 $2\sim5$  「略]

# 改正後

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する 申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得 者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において 「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前 日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し た申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。

- (1)・(2) 「略]
- (3) その他施行規則で定める事項

 $2\sim5$  「略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2~5 「略]

(法人の市民税の申告納付)

第49条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第</u> 66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納 付すべき法人税割額から控除する。

3~17 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者\_\_\_\_\_\_(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) [略]

(3) その他施行規則で定める事項

 $2\sim5$  「略]

(法人の市民税の申告納付)

第49条 [略]

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第</u> 66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納 付すべき法人税割額から控除する。

3~17 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 「略]

2~8 [略]

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条及び第71条の2において同じ。)に対して課する固定資産 税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第12項</u>の 規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となる べき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅 用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3</u> <u>第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の 課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 3 法<u>第349条の3第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 [略]

(固定資産税の課税標準)

第61条 「略]

2~8 [略]

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条及び第71条の2において同じ。)に対して課する固定資産 税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法<u>第349条の3第11項</u>の 規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となる べき価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅 用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法<u>第349条の3</u> <u>第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の 課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 3 法<u>第349条の3第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 [略]

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の 規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製 造たばこの売渡し又は消費等について、第93条第1項又は第2項の規 2 前項

の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則<u>第16条の2の3</u> 規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2 \sim 5$  「略]

附則

定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則<u>第16条の2の3第2項</u>に 規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 [略]

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim5$  「略]

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第10条の2 「略]

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 「略]

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。
- 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定 | 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

- 14 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分 の4とする。
- 16 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>17</u> 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 18 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- <u>19</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は 3分の2とする。

- 13 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- <u>15</u> 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- <u>17</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は 3分の2とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一関市市税条例の一部を改正する条例(令和元年一関市条例第16号)の一部を次のように改正する。

表3の項の改正部分中

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
  - (1) [略]
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
  - (1) [略]
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>、寡夫又は単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

な

(個人の市民税の非課税の範囲)

2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所 得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課 さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、こ の限りでない。

- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計 所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

(個人の市民税の非課税の範囲)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所 得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課 さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、こ の限りでない。

- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計 所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

に改め、附則第1条第1項第3号の規定を削除する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の一関市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以 下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の 規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改 正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### 議案第33号 参考資料

### 一関市市税条例等の改正概要

【市たばこ税】 輸出等に係る課税免除の手続きを簡素化する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

## 一関市市税条例の一部改正

条	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日	
1	市民税	第37条の3の2 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第37条の3の3 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第49条 (法人の市民税の申告納付)	地方税法の改正に伴い、給与所得者が単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に該当する場合において、その旨の記載を不要とすることに伴う規定の整備 地方税法の改正に伴い、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とすることに伴う規定の整備 控除すべき額を申告納付すべき法人税割額から控除する租税特別措置法の適用条項改正に伴う規定の整備	令和2年4月1日	
	固定資産税	固定 第61条(固定資産税の課税標準) 地方税法の改正に伴う規定の整備   資産 第61条の2(法第349条の3第28項等の 地方税法の改正に伴う規定の整備			
	市たばこ税	第91条 (たばこ税の課税免除) 第93条 (たばこ税の申告納付の手続)	卸売販売業者等の課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化 第91条の改正に伴う規定の整備	令和2年4月1日	
	固定資産税	附則第10条の2(法附則第15条第2項第 1号等の条例で定める割合)	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る特例の割合の見直し	令和2年4月1日 令和2年度以後の年 度分の固定資産税に ついて適用	

				課税標準の特例割合			
				改正前(第6項)	改正後(第9項)		
				2分の1	12分の 7		
			×	5分の5以下			
			改正後:4分の3を参酌して <u>12分の7</u> 以上12分の11以下				
			地	方税法の改正に伴う規定の整備	備		
一関市市税条例の一部を改正する条例(令和元年一関市条例第16号)の一部改正							
条	税目	条項	改正理由・内容 施行期日				
2		表3の項第27条の改正規定	個人の市民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加する改正について、制 令和2年4月1日				
	民		度の見直しに伴い、改正規定(令和3年1月1日施行で未施行の規定)を削除				
	税						

### 議案第34号

- 一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年4月30日提出

- 一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 一関市国民健康保険条例(平成17年一関市条例第108号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	附則
	1~6 [略]
	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当
	<u>金)</u>
	7 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給
	与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をい
	う。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のた
	め労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別
	措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナ
	ウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感
	染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき
	に限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算し
	て3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務
	に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6 月を超えないものとする。
  - (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金 と給与等との調整)
- 10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり 当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受 けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、 傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の 額が、附則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その 差額を支給する。
- 11 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

## 備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一関市国民健康保険条例附則第7項から第12項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。
  - (一関市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 2 一関市後期高齢者医療に関する条例(平成20年一関市条例第10号)の一部を次のように改正する。

2						
改正前	改正後					
(市において行う事務)	(市において行う事務)					
第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施	第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施					
行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関す	行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関す					
る法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に	る法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に					
規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。	規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。					
(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付	(1) 広域連合条例第3条の葬祭費の支給に係る申請書の受付					
	(2) 広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受					
	<u>付</u>					
(2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し	(3) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し					
( <u>3</u> )~( <u>8</u> ) [略]	( <u>4</u> )~( <u>9</u> )  [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。						